

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	三条市総合福祉センター	所在地	三条市東本成寺 2 番 1 号
設置目的	各種社会福祉事業の効率的運営と組織活動を推進し、住民福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るとともに、市民の健康増進と保健衛生に寄与することを目的として、三条市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）を設置する。		
規模	・敷地面積：11,035㎡ 延床面積：5,540.63㎡ ・構造：鉄筋コンクリート造 3 階建 ・施設：地域福祉センター、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、保健センター、多目的ホール	設置年月日	平成5年12月1日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	社会福祉法人 三条市社会福祉協議会	指定期間	令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
指定管理業務の内容	施設の管理運営等	指定管理料（千円）	R3 32,812 千円 R6 36,784 千円 R4 37,967 千円 R7 37,730 千円 R5 40,234 千円
導入効果	①収支の状況 マイナスの年度がない点は評価できる。 ②施設の利用状況 令和 6 年度で計画された総利用件数を下回ったため、改善が必要である。 ③サービス向上への取組 現場の声からニーズを把握し、あいさつ等の接遇の徹底や備品類の設置及び点検等、常に利用者の立場に立ったサービスの向上を心掛けている点は評価できる。 ④住民との協働、地域の活性化及び団体の自立化 指定管理者制度を導入後、より地域に身近な立場でサービスを定着化させてきたことで、住民福祉の増進と福祉意識の高揚が着実に図られたものと評価できる。		

3 総合評価（総括）

管理運営状況評価		最高配点	55 点中	25 点	配点評価	B
評価	指定管理者である三条市社会福祉協議会は、市内の社会福祉団体の中心的な団体であり、他団体や市との連携、連絡調整体制も整えられている。管理運営状況の全体評価はBと平均的な水準を保っているが、協定書に規定されている提出書類や業務が遅れてしまう職員配置、維持管理業務の実施状況についても同様の要因で遅れや対応不備が見られた。利用者から直接的なニーズを吸い上げ、対応している点は評価できるが、無記名等で誰でも意見や要望を上げられるアンケートの実施や意見箱の設置などの対応がなく、改善していただきたいと考えている。					
今後の方針	管理運営方法の見直し					
	今後の管理形態	指定管理者制度				
	理 由	①経費の縮減 経費自体は物価上昇に伴い、増加している状況ではあるが、導入前と比較して、市民に提供しているサービスの質、量、利用者の反応等を総合的に勘案すれば指定管理者制度の効果が表れているものとする。 ②事業の実施内容 概ね事業計画どおりに管理運営が行われている。事業の実施内容も良好である。 上記①及び②の理由から、指定管理者制度を継続することで、安定した経営サービスが図られると判断される。				
	指定管理者制度を更新する場合					
	選定方法	非公募				
	非公募の場合、その理由	総合福祉センターの設置目的は「住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るとともに、市民の健康増進と保健衛生に寄与すること」であることから、指定管理者については、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民参加を基本とした地域福祉事業を行っている三条市社会福祉協議会を候補としたい。				